

## （仮称）文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（案）について

### 1 目的

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを控え観光客等の増加が予想される中で、地域において客引き行為等が課題となっていることから、本区における区内全域の客引き行為等を防止し、特に湯島地区仲町通りを中心とした地域で区界を有する台東区と連携することにより、繁華街における安全対策を強化するとともに、安全で快適な地域環境の確保を図ることを目的とする。

### 2 経緯

本区では、安全で安心なまちづくりを進めるため、関係機関や団体等と連携した各種取組みを推進しており、湯島地区においても区民が警察、区、町会等と連携し、合同パトロールやキャンペーン等を通じて客引き行為等の防止に向けた環境浄化活動を推進している。

平成28年8月、警視庁により、湯島駅周辺地域及び上野駅周辺地域を合わせた地域（上野湯島地区）が、盛り場の環境浄化に向けた集中的な対策を行う地区として指定され、さらに、本年1月には区内5団体から客引き行為等の防止に関する条例制定の住民要望があった。

これらを受けて、区として効果的な対策を推進するためには仲町通りを中心としたひとつのエリアを特定地区として重点的に取り組んでいくこととする。

### 3 現在の取り組み状況

#### (1) パトロールの実施

湯島地区環境浄化推進委員会、本富士警察署と区が合同パトロールを月2回程度実施している。

#### (2) 警視庁による盛り場対策の強化

昨年8月に警視庁本部が「盛り場総合対策重点推進署」として上野・本富士警察署を指定し、本部との合同による各種対策、取締りを実施している。

### 4 条例（案）の概要

別紙のとおり

### 5 台東区との協議

課題となっている仲町通り周辺は台東区と区域が跨ることから、条例の実効性を高めるため、台東区と条例の同時制定等に向けた協議を進める。

## 6 スケジュール

平成 29 年 2 月 9 日	安全・安心まちづくり協議会
3 月	条例（案）骨子議会報告
3 月中旬	パブリックコメント募集（～平成 29 年 4 月中旬）
6 月	条例（案）議会上程
7 月 1 日	一部施行
10 月 1 日	施行

## (仮称) 文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(案)の概要について

### 1 目的

公共の場所における客引き行為等を防止することにより快適で平穏な区民生活を保持し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 客引き行為等の禁止(区内全域)

ア 酒類を伴う飲食店等の営業に関し客引きをすること

【対象とする営業】

- ・居酒屋等(居酒屋、キャバクラ、ガールズバー、セクシーパブ等)
- ・カラオケボックス等
- ・店舗型性風俗営業(ファッションヘルス等)

イ 風俗営業の役務に従事するように勧誘すること

【対象とする営業】

- ・ソープランド、キャバレー、AV等

ウ 前記ア・イの行為を行う目的で、客待ちをすること

#### (2) 客引き行為等を用いた営業の禁止(区内全域)

飲食店等を営む者は、客引き行為等の禁止規定に違反する客引き行為で得た客を店舗又は施設に立ち入らせてはならない。

#### (3) 特定地区の指定

(1)(2)の行為を防止するため、特に必要があると認める区域を特定地区として指定することができる。

特定地区においては次の①～⑥の対策を行うことができる。

##### ① 指導等

客引き行為等の禁止行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう必要な指導等(指導→警告→勧告)を行う。

##### ② 立入調査

指導、警告又は勧告を行うに当たり、禁止行為をした者の事務所、営業所等に立ち入り、必要な調査を行う。

##### ③ 公表・過料

勧告を受けた者が従わなかったときは、勧告内容を公表し、過料(5万円以下)を科す。

#### ④ 両罰規定

行為者を罰するほか、行為者に客引き行為等をさせた法人又は人に対しても過料を科す。

#### ⑤ 店舗場所提供者への通知

建物等の所有者又は管理者に対し、公表された違反行為に係る事実を通知する。

#### ⑥ 客引き行為等防止推進員

特定地区における施策を推進するため、客引き行為等防止推進員を置くことができる。

①～⑤は区職員が行う。

※ 特定地区の具体的な区域は規則等で別途指定する。

町会のエリアとしては同朋町会・天三町会

- ・ 同朋町会  
湯島3丁目33～38番、  
42～47番
- ・ 天三町会  
湯島3丁目39～41番

